令和2年9月三種町議会定例会会議録 令和2年9月18日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三	浦		敦	2番	平	賀		真
3番	伊	藤	千	作	4番				
5番	児	玉	信	長	6番	清	水	欣	也
7番	加	藤	彦》	欠郎	8番	後	藤	栄美	長子
9番	成	田	光	_	10番	大	澤	和	雄
11番	高	橋		満	12番	工	藤	秀	明
13番	堺	谷	直	樹	14番	安	藤	賢	藏
15番	小	澤	高	道	16番	金	子	芳	継

- 一、欠席した議員は、次のとおりである。 なし
- 一、遅参した議員は、次のとおりである。 なし
- 一、早退した議員は、次のとおりである。 なし
- 一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町		長	田川政	幸	副町	長	檜	森	定	勝
総	務 課	長	石 井 靖	紀	企 画 政 策 課	長	金	子		孝
税	務 課	長	金子英	人	町民生活課	長	荒	Ш	浩	幸
福	祉 課	長	加賀谷	討	健康推進課	長	佐	々木	、恭	_
農	林 課	長	寺 沢 梶	人	商工観光交流談	果長	工	藤	_	嗣
建	設 課	長	進藤	敦	上下水道課	長	近	藤	光	明
琴	丘 支 所	長	工藤伸	也	山本支所	長	後	藤	芳	英
会	計 課	長	平澤仁	美	教育	長	鎌	田	義	人
教	育 次	長	後藤	誠	農業委員会事務局	引長	佐	藤	慶	_
代	表監查多	章 員	田中金	光						

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。議会事務局長 桜 庭 勇 樹 議会事務局主査 池 内 和 人 議会事務局主任 近 藤 亜 美

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第50号 令和2年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 2 議案第51号 令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正 について
- 第 3 議案第52号 令和2年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 4 議案第53号 令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第54号 令和2年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正 について
- 第 6 議案第55号 令和2年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第56号 令和2年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 第 8 議案第57号 三種町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定に ついて
- 第 9 議案第58号 三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について
- 第10 議案第59号 三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について
- 第11 議案第60号 三種町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第61号 財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車)
- 第13 議案第62号 能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変 更について
- 第14 報告第 7号 令和元年度三種町一般会計継続費精算報告について
- 第15 決算特別委員会の審査報告
- 第16 認定第 1号 令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 2号 令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 第18 認定第 3号 令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 第19 認定第 4号 令和元年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 第20 認定第 5号 令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 第21 認定第 6号 令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 第23 認定第 8号 令和元年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 第24 認定第 9号 令和元年度三種町水道事業会計決算の認定について
- 第25 陳情付託委員会の審査報告(発委第8号の上程)
- 第26 陳情第 6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求 める陳情
- 第27 発委第 8号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について
- 第28 発委第 9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪 化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 第29 閉会中の継続調査の件

議長 金子芳継は、令和2年9月18日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。(午前10時01分 開会)

議 長 (金子芳継)

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営 (工藤秀明)

委員長 おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております議事日程第3号のとおり、既に上程・付託されております議案及び陳情の審議のほか、町長提出の報告1件及び委員会提出の意見書2件を追加上程することにいたしましたので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げて、報告といたします。

議 長 (金子芳継)

議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1. 議案第50号「令和2年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 7番、加藤彦次郎議員。

7番 (加藤彦次郎)

何点か質問させていただきます。

まず、21ページの地域飲食店応援事業補助金ということで3,297万上がっていますが、全員協議会での説明によりますと、2,000円掛ける1万6,100人分と事務費として267万4,000円というふうになっていますが、それと違うふうになっているんですけれども、この理由は何で

しょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

地域商品券応援事業につきましては、21ページ記載の負担金及び補助金3,297万円につきましては使用した、換金に係る補助金でございまして、その他の事務費は印刷製本費とか委託料、要は印刷にかかる委託料と予算を振り分けておりますので、全員協議会で皆様にお示しした3,487万4,000円につきましては商工振興費の中で予算措置しておりますので、ご了承願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

昨日の質疑の中で、はがきを出しておいてそれを役場、本所・支所で商品券と換金、換えてもらうと。それで、各店で使ってもらうという話だったんですけれども、そうすると、各店で使ったやつを、これはまず商工会に補助するというお金なんですね。商工会が換金分を商工会で処理するというための補助金という考え方なんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

地域飲食券の換金につきましては、使用されたお店の換金につきましては 金融機関、郵便局ではなくて、町内の金融機関に行って換金していただく と。そして、金融機関で商工会のほうに請求いただくという形になります。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

そうすると、純粋な商品券の価格が3,220万円で、3,297万円補助するということは、77万円分が金融機関等に支払う手数料分というふうに見ているということなんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

この差額につきましては、金融機関に支払う手数料のほか、商工会で一部 かかる事務費の分の内容となってございます。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

今現在、これで参加する飲食店を募集中かと思うんですが、町内で何店舗 ぐらいになりそうな、何店舗あって何店舗ぐらいが参加しそうな雰囲気なん でしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

まだ募集はいたしておりませんが、全員協議会終了後、職員が一応商工観 光交流課でピックアップしました町内飲食店44店舗ありますけれども、そ の店舗一軒一軒回って、現在のところ、31店の参加了承を一応内諾してい ただいております。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

分かりました。

それでは次に、23ページの備品購入費です。タブレットを学校用備品として購入するということなんですが、説明によりますと846人分ということでよろしいんでしょうか。すると、単純に割ると1台が17万円ぐらいしてしまうんですが、タブレットというのはそんなにするものなんですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

タブレットそのものは6万5,000円ぐらいでございますけれども、それに付随したソフト、そういうふうなものがもろもろかかってございます。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

そうすると、それに付随したソフトもろもろが10万円ぐらいかかるという、1台当たり10万ぐらいかかるということなんですね。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

そういうふうになります。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

これは町の備品として備えるわけですけれども、どのような使われ方をしていくんでしょうか。備品の管理等はどうしていくんでしょうか。備品とし

てのタブレットの管理等はどういうふうにしていくのか。そして、このタブレットの耐用年数といいますか、何年ぐらい使える物なのか、お知らせください。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

備品管理につきましては、教育委員会のほうでまず備品登録いたしまして、各学校のほうにお願いしながら管理することになろうかと思います。

耐用年数につきましては、後で答弁させていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

私は、こういうのにあまり詳しくないんですけれども、ソフトとかも何年かに1回変えていく必要があるものなんでしょうか。いずれ、私が心配するのは、1回やると、例えば10年もつと。10年後にまた新しい物を買うのかどうか。一気に買うかどうかは別にして、買っていくのかどうか。そのときでまたソフト等も入替えがあって、やはりこのくらいのお金がかかっていくものなのかどうかという点なんですが。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

現状ではまだ導入がされていないわけで、今後、現状のソフトが教育上、新しい物が出てきた場合は随時更新する必要性は出てくるかと思いますが、その辺についてはまだ今後、状況を見極めていく必要があると思います。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

ちなみに、これは学校だけで使うという考え方ですか。家にも持って帰って家でも使えるという考え方なんですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

当面は、まず学校を中心に使用していくことになろうかと思います。

6月の定例議会でもお話ししましたが、各家庭の通信環境の整備状況を6月の議会で調査していますという報告をいたしております。その際に、ある程度の集計がまとまりまして、現状でWi-Fi、無線LANの環境がある家庭というのが 77.6%ということで、全員の回答は得られておりませんけれども、まず8割弱ということで、こうなりますと、今後、タブレットの

町のほうで管理しながら、そういう整備されていない方に貸すというか、整備されていない家庭にそういう物を貸付けするようなところも必要になってこようかと思いますので、その辺も含めて今後、整備していきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

今、貸すというのは、無線LANの環境を整えるという意味ですか。どういうことなんでしょう。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

整えていない家庭にそういう端末を貸すという、貸与するという。タブレットでなくて、Wi-Fi環境のそういうふうなものを整えていない家庭に一時お貸しするという。(「何を」の声あり)通信端末をお貸しするということです。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

俺もあまり詳しくないのであれなんですけれども。まず、タブレットを生徒それぞれに渡すべ。それで、では、家に無線LANとかインターネット環境がある家がまず8割ぐらいいて、今、さらに貸すと言ったのは、何を貸すということなんですか。例えば、無線LANできるルーターとか何とかというものを貸すという意味なんですか。(「そうです」の声あり)とすると、例えば、インターネット環境が全くないところ、家にはどうするんですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

そういう方々に環境を、通信できるような端末をお貸しするということで ございます。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

例えば、上岩川にはCNAのケーブルテレビの光ファイバーで私はインターネット環境、それでやっているんですけれども、そういうものを引き込んでいない家庭にルーターを貸したって何にもならないわけじゃないですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

大変申し訳ありません。先ほどお貸しすると言ったのは、ポケットWi-Fiをお貸しするということでございます。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

分かりました。後でまた詳しく教えてください。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

先ほど加藤議員からお話がありましたタブレット端末の耐用年数は、おおよそ5年ということでございます。

議 長 (金子芳継)

いいですか。(「はい、終わります」の声あり)

ほかにありませんか。3番、伊藤議員。

3番 (伊藤千作)

19ページの衛生費の委託料、この任意個別予防接種というのはインフルエンザのことですか。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 今まで任意インフルエンザ、乳児から高校生相当までが該当になっておりましたが、今回、いわゆる高校生以上から64歳までの方々にインフルエンザの予防接種をするというものでございます。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

そうすれば、今まで1,000円の補助でなかったですか。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

任意インフルエンザといわゆる65歳以上の定期予防接種、こちらはどちらも1,400円の助成でございます。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

これ、1, 400円って、大体2, 000円ぐらいかかるんじゃないですか、1人。どのくらいかかるもんですか、1人については。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長お答えいたします。

予防接種料金については、各医療機関でそれぞれ設定されておりまして、まず1,400円が助成ですけれども、その超えた分がいわゆる自己負担となりますので、医療機関によっては、高いところがあれば安いところもあるというのが実情でございます。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

今、コロナウイルスとインフルエンザが同時にはやるということになると大変だということで、インフルエンザの予防接種を大いに勧めて、言わば全町民が予防接種やるぐらいの規模でいかないと、例えば、コロナと一緒にはやったらもう大変なことになっちゃうんですよね。ですから、私が今ここで言いたいのは、全町民に予防接種を全部助成したらどうですか、全額。全額。仙北市は1人2,000円、全員に補助するということにしているんです。このくらいの規模でやったらどうでしょうか。そうすることで、インフルエンザとコロナウイルスの感染、同時並行を防ぐということは、私、そのくらいやらないと駄目だと思うんですけれども、町長、どうですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに全額補助をすると皆さんには大変ありがたいとは思います。ただ、 医療機関によって料金設定が違うこともありますので、今回このように設定 をさせていただきました。

もし予防接種受診者が多くて予算オーバーするようであれば、しっかり補 正していきたいと、このように考えております。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

課長に聞くんだけど、仮に1人2,000円の補助で全町民となると、金額どのくらいになりますかね。今回は751万4,000円の補正なんですけれども、全体に補助するとなればどのくらいの金額になりますか。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 全町民に接種という、ちょっと今、計算できておりませんので後で回答したいと思います。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

言わば、覚悟を決めてそのくらいの規模でやっぱりやるというふうなことで対応しないと、私はこういう流行、はやったときに対処できないということになりかにしないと思うので、ぜひもう1回検討し直してみてくださいませんか、町長。どうですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

今回は一律これでやっていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただければありがたいです。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

補正も考えるということであったので、これで対応し切れないという状況になった場合には、補正で対応するというふうなことを明言してください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

予防接種に多くの方がされまして、もし予算が足りない場合はしっかり補 正させていただきますので、ぜひコロナウイルス、そして、インフルエンザ のほうの流行を止めたいと、このように考えておりますので、町民の皆様に はぜひ積極的に予防接種を受けていただきたいと、このように考えておりま す。 (「終わります」の声あり)

議 長 (金子芳継)

ほかにありませんか。5番、児玉議員。

5番 (児玉信長)

今回のプレミアム付商品券並びに地方創生臨時交付金ということで各三種町の商工会を通して、または、各事業所586ですか、ある事業所に非常に恩恵を被るわけなんですけれども、先般の報告だと、三種町にはまだ倒産しているところが1件もないというふうなお話であったわけなんですけれども、どうでしょうか。私も仕事をしているわけなんですけれども、商工会のほうから三種町の今の経営状況はどうなのかと、それから、やはり資金はどういうふうにしてこうなのかというふうな調査が、まだ依頼が来てないんですよね。新聞等を見ますと、ほかの25市町村の中でも何町かのうちは商工会のほうでやはり第1回目の調査をしているというところもあるわけなんですよ。

だから、私は、こういう経済、今回のこういうふうな交付金等をやりまして、三種町経済が今後どうなっていくのかという把握がやはり必要ではなかろうかと思うんですよね。それは商工会がやる窓口だと思うんですよ。それが一つもまだ動いていないというふうなことで、今後やるだろうと思うんで

すけれども、どうでしょうか。やはり商工会にそういったものを少し指導というわけではないんですけれども、こういうふうにやるべきではなかろうかというふうなことを進言したらいかがなんでしょうか。町長、どう思いますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

児玉議員からは、6月議会でも商工会のほうに少し進言したらどうかというお言葉もいただいておりますので、これまで各種事業の打合せにつきまして商工会と数度打合せしてございます。その都度、近隣町村の状況、あとは各事業所へのアンケート調査等、行う予定はないのか、行ってもらうことはできないかという進言はしてございます。

ただ、その事業着手につきましては商工会の判断となりますので、町としては進言・助言はしているんですが、いまだ実現に至っておりませんので、この後また商工会と話合いを持つ機会があれば、同様の内容を再度商工会のほうに進言してまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

課長には個人的に6月にお話ししたわけなんですけれども、それからずっと待てど暮らせどこういう状況なんですよね。だから、この年末にやはりどういうふうになっていくのか。いろんな不安等があると思うんですよね。だから、ひとつ強力な進言をしてもらえればというふうに思います。これは非常に大切なことなんですよ。三種町の経済なんですから。どういうふうにこれから令和3年度に向かって三種町の商工会経済がどのようにして動いていくのかというのは必要だろうと思いますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

それから、14ページなんですけれども、多分これは国調の統計調査費なんですけれども、国勢調査がもう始まっているわけですね。月曜日、14日から20日までですか、配布しなければならないわけなんですけれども。それで、3月の当初予算の行政報告の中でも、国勢調査の文言が一つもないわけなんですよ。それから、6月も、それからこの9月にも、行政報告の中に国勢調査という文言が一つもなくて、今回100年目ですよね、国調の調査が。5年に1回ということですけれども。当初予算では710万ほどの予算が国調に計上されているわけなんですけれども、お聞きしたいのは、やはり5年に1回の国調、これは三種町のこれからの人口減、それから、まち・ひと・しごとの総合計画にも必ず携わることだと思うんですけれども、どうして行政報告にのせなかったのかということをお聞きしたいと思います。

議長(金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長お答えいたします。

国勢調査、5年に1回ということで今年度実施、今されております。今、 議員からご指摘のとおり、行政報告等で報告がなかったということについて でございますけれども、今までというか、統計調査関係は、毎年のように大 小かかわらず統計調査はあります。そういう面で報告しなかったというよう なことになってしまうわけですけれども、やはり今、議員からご指摘のとお り、5年に1回とかいう特に今回のような国勢調査とかは大変重要な調査で すので、そこら辺については、また今後行政報告等で報告するようにしたい と思います。

それから、対象者の方々というか、住民の方々への周知につきましては、 随時やっているところでございますので、ご理解のほどお願いします。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

今月号の9月の町の広報にも国勢調査、記載されておりますし、私ども、議場に上がってくる3階の踊り場のところにもポスターが貼られております。だから、もう既にそういうふうに、9月の町の広報は別として、踊り場のところにもうポスターが貼られているということは、もうそういう準備をしなければならないということになっているので、やはり一番大切な行政報告では報告すべきであったと私は思っております。今後、やはりそういうことが二度とないようにお願いしたいと思います。

そこで、106人の調査員ですか。これは全部国勢調査の調査員ですか。 どうなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長お答えいたします。

国勢調査の調査員といたしましては、お願いしている方は95人です。それからあと、調査の関係で指導員という方がおりますので、その方々が15名というような内訳になっています。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

今回、三種町はあれなんですけれども、大都市あたりでは調査員が非常に 難儀をしている、コロナの関係で難儀しているというんですけれども、私ど もほう95名なんですけれども、これは行政連絡員という方ではなくて、ど ういう方がこの95名のメンバーに入っているんですか。

それから、申し訳ないですけれども、大体報酬はどのくらいなんでしょう

か。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 お答えいたします。

調査員をお願いしている方は、行政連絡員というようなことに限ってはおりません。今回も、昨年度、農林業センサスがございました。そういう関係でお手伝いいただいた方々を主にお願いしているところですけれども、そのほかに、役場のほうの職員の方々からも調査員のほうをお願いして回ってもらっているところでございます。

それからあと、報酬関係につきましてですけれども、調査員の報酬については、回る軒数とかそういうものもありますので、一律というようなことではございません。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

多分、五、六万の報酬ではなかろうかなと思うんですけれども。分かりま した。

あと1つお聞きしたいんですけれども、今回の特別給付金の中で、行政報告でもあったんですけれども、19世帯23名の人が、未申請の方がいると。要するに受け取らなかったということなんですけれども、この金額と、それから未申請者の場合の金額と、それから国に返納する期間はいつなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

未申請者が23名ですので、230万円が受給していないということになります。

国への報告につきましては、今、概算払いで15億もらっておりますので、それを精算するという形で返還はない予定でございます。これから精算報告して配付した交付金をいただくという形になります。(「すいません、もう一度」の声あり)

今、国からの概算金で15億いただいておりますので、実際、支払った額 に応じて実績を出すということになります。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。以上です。

議 長 (金子芳継)

先ほど3番、伊藤議員からの質問に答弁、保留されております。健康推進 課長より答弁いたします。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 そうすれば、先ほど伊藤議員のほうから全町民がということでの質問でありました。それで、全町民に2,000円を補助した場合ということで試算したところ、1,400円との差額が600円でございますので、そちらで約956万で、1歳から18歳までの方は2回接種が必要となってきますので、そちらの方に関しましては91万ということで、まず約1,000万から先、今回の補正にプラスしなければならないということになります。

議 長 (金子芳継)

3番、伊藤議員、いいですか。 ほかにありませんか。10番、大澤議員。

10番 (大澤和雄)

補正予算の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係の関連で質問するんですけれども、今回、商工費で一番大きいのは地域飲食店応援事業ということなんですけれども、中小企業の事業継続支援と家賃支援ですか。こういった新しいものが出ているんですけれども。いずれ、なかなかコロナが終息しない、長引いているということで、どういうところにどういう影響があるのか、本当になかなかつかめない中でそれなりの対応、支援を考えてやっておられるということは、非常に私も心強いというか、まだまだそうした、どこにどういう影響が出てくるのか、これからまだまだ本当に予断を許さない、三種町においてもどういった支援が必要なのかということを本当に真剣に考えて、できる支援をしていかなければならないなと、そういうふうに思っているところでありますし、ぜひともお願いしたいなと思っております。

そういう中で、早々と高校生あるいは学生支援を決めて10万円、三種町はいち早く決めたんですけれども、それがそのときはよかったなとは思ったんですけれども、どういう影響が、学生なんかはどういう影響があるのかなと分からなかったんですけれども、何かやはり首都圏は予想以上に学生が勉学の継続に非常に支障を来しているということで、ある大学では、今回さらに今まで大学独自で一律5万円の奨学金支援をしていたのが、新たに新型コロナウイルス感染症対策特別奨学金、いわゆるコロナウイルスに関連した学生支援の寄附金を募るというようなところも出ておりまして、本当に新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変して、もう学業を続けられないと断念しなければならないというところまできているという状況のようです。そういう中で、この三種町では早くそうした学生支援というものを決めたということは、本当にありがたいことだなと思っております。

いずれコロナが長引くことによって、どういうところにそういう影響が現れてくるのか、本当に余談を許さない状況だなということをつくづく私も改めて思っております。さらなるそういった状況を見て三種町でどういう支援

ができるのか。できる範囲のできる限りのご支援をお願いしたいと思いま す。以上、終わります。

議 長 (金子芳継)

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第50号「令和2年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第51号「令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第51号「令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補 正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第52号「令和2年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第52号「令和2年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第53号「令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第53号「令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第54号「令和2年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第54号「令和2年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補

正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第55号「令和2年度三種町温泉事業特別会計予算の補正 について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第55号「令和2年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」 を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第56号「令和2年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第56号「令和2年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採 決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第57号「三種町長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の制定について」を議題といたします。

なお、条例案に対しての監査委員の意見は、お手元に配付いたしました意 見書のとおりでございます。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第57号「三種町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第58号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第58号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第59号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第59号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第60号「三種町指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第60号「三種町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第61号「財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車)」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第61号「財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第62号「能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第62号「能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第14.報告第7号「令和元年度三種町一般会計継続費精算報告について」を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

本日追加上程いたしました報告第7号「令和元年度三種町一般会計継続費 精算報告について」ご説明いたします。

平成30年度から令和元年度に継続費を設定して実施いたしました山本公民館・山本総合支所建設事業につきまして、継続年度の終了により、地方自治法施行令第145条第2項の規定により本議会に報告するものであります。

以上、ご報告申し上げ、説明とさせていただきます。

議 長 (金子芳継)

町長の提案理由の説明を終わります。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で報告第7号を終わります。

日程第15. 決算特別委員会より審査報告を求めます。決算特別委員長。

決算特別 (堺谷直樹)

委員長 本委員会に審査を付託されました令和元年度決算につきましては、お手元 に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

認定第1号「令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第9号「令和元年度三種町水道事業会計決算の認定について」までの9決算につきましては、「認定すべきもの」と決定いたしました。

なお、本委員会は、認定第1号に対しまして次の意見を付すことといたしました。

あきた白神ツーリズムへの観光費負担金について、当該団体の地域連携DMOとしての活動・実績は、議会においても関心を示す事項であることから、積極的な情報共有に努められたい。また、「みたね観光DMO計画」とは整合性が図られているか、類似事業を推進する三種町観光協会などとの関係性はどうなっているのかなどの課題についても整理を進められたい。

以上で審査報告を終わります。

議 長 (金子芳継)

以上で決算特別委員長の報告を終わります。

日程第16. 認定第1号「令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定 について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番、伊藤議員。

3番 (伊藤千作)

令和元年度一般会計決算について。

風力発電・風車建設のため、クロマツ保安林が伐採されている。町は、県管理を理由に住民の要望である塩害対策や構築物の建設について耳を貸そうとしておりません。釜谷浜自治会や沿岸近くの集落全体に関わる津波や塩害・風害対策として構築物建設も考えていくべきだと思うが、対策も不十分なまま推移してきております。

これまでも、町税の課税誤りや公金の不適正な管理など、法令の誤った解釈からくる不適正な賦課業務を行い、町民に多大な迷惑をかけてきました。2019年3月補正でも、子育て支援センター運営補助金、国・県へ専任職員要件を満たさず、3,678万円返還することを行っております。日頃の業務が惰性に陥っていなかったか、研さんに励み、チェック体制の強化、職員研修を増やすなどの検証する具体的対策が必要だと思います。

法的根拠もない滞納整理機構に、今年は職員の派遣はやめているが、滞納 処理を依頼することも引き続き行ってきております。もっと親身に相談に乗 り、生活実態を把握して、分納納付や分割納付や減免措置を活用していくべきだと思います。

主要事業は、ふれあいバス・巡回バスの運行や高校生までの医療費の無料化、保育料の第2子からの無料や住宅リフォーム事業など、評価できるものはたくさんありますが、さきに述べた風力関連や不適正な法令解釈からくる業務誤り等、町民に多大な迷惑をかけてきております。

よって、令和元年度一般会計決算には反対であります。以上です。

議 長 (金子芳継)

ほかに討論ありませんか。6番、清水議員。

6番 (清水欣也)

私は、この決算には反対をいたします。

その理由というのは、全体会議でも申し上げましたが、山本支所の建設工事の執行は、極めて違法性の高い入札手続に基づいて行われたものであって、到底これを認めるわけにはいかないということであります。いかにも見え見えのやり方で、こんなことは捜査機関でなくたって、少しでも入札制度をかじった人なら、おかしいということを容易に、もう既に気づいているはずであります。これを許したら、どんなことでも途中で自分たちの都合のいいように変えられることになってしまうのでありまして、決してこのまま素通りさせるわけにはいかない。

そして、その後の言い訳もひどい。大胆というか、卑劣というか、我が町がこんなことをする町に成り下がってしまった。愕然とするものであります。

また、非常に納得がいかないのは、この問題についての監査意見の見解が何ら示されない、示されていないということであります。何らかの意図があるのか。それとも、監査するに値しない事案と判断したためなのか。または、あえて素通りをしているのか。あるいは、監査の結果、適正であったのか。それをただす機会が決算審査の過程で私たちに与えられていないというのが、非常に残念に思うところであります。

改めて結論を言います。この建設工事は、疑惑いっぱいの案件でありま す。とても認めることはできません。以上であります。

議 長 (金子芳継)

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第1号「令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を 採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (金子芳継)

着席してください。

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定する ことに決定いたしました。

日程第17. 認定第2号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番、伊藤議員。

3番 (伊藤千作)

平成元年度国民健康保険特別会計決算について。

単年度収支は1,864万円の赤字となっております。これは、三種町に直接責任はないとはいえ、県国保連合会の度重なる拠出金、交付金の算定ミスにより本町が繰越金や基金から数千万円の返還になり、国保加入者に多大な迷惑をかけることになったものであります。もし、仮にこの返還がない場合、その気であればですけれども、これを国保税の引下げに充てることは十分可能なものであります。

子供の均等割減免も町独自に決断すればできるにも関わらず、これは、子 供の均等割減額の免除のための繰入金はペナルティーの対象には含まれない と、こういうふうなことになっております。それにもかかわらず、やる気が 全くありません。

国保加入者は、所得があまり多くない方々であり、日頃からその負担軽減を考えていくべきものであります。減免制度も不十分なまま推移してきております。負担が重く税を払いたくても払えない人からは、短期保険証は75世帯、医療費を実質全額払わなければならない、医者にかかれない資格証明書は11世帯にも及び、命の危険にさらされる事態に追い込まれております。社会保障及び国民保険の向上に寄与する方向に向けて国保事業を運営していくべきだと思いますが、残念ながら、そうなっておりません。

よって、令和元年度国民健康保険特別会計決算には反対であります。

議 長 (金子芳継)

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第2号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決 算の認定について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (金子芳継)

着席してください。

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定する ことに決定いたしました。

日程第18.認定第3号「令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第3号「令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認 定することに決定いたしました。

日程第19. 認定第4号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第4号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認 定することに決定いたしました。

日程第20. 認定第5号「令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第5号「令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の

認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認 定することに決定いたしました。

日程第21. 認定第6号「令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳 入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第6号「令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の 認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認 定することに決定いたしました。

日程第22. 認定第7号「令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会 計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第7号「令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決 算の認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認 定することに決定いたしました。

日程第23. 認定第8号「令和元年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決 算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第8号「令和元年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認 定することに決定いたしました。

日程第24. 認定第9号「令和元年度三種町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第9号「令和元年度三種町水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本件の委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第9号は委員長報告のとおり認 定することに決定いたしました。

日程第25. 陳情付託委員会より審査報告及び説明を求めます。教育民生 常任委員長。

教育民生 (小澤高道)

常任委員 教育民生常任委員会に付託されておりました陳情につきましては、9月8 **長** 日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

> 陳情第6号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと 決定いたしました。

> なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発委第8号「加齢性難聴者の補 聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について」を提出いた しましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議 長 (金子芳継)

ただいまの報告等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

委員長、自席に。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

日程第26. 陳情第6号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第6号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採 択することに決定いたしました。

日程第27. 発委第8号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第8号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

日程第28. 発委第9号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を議題といたします。

議会運営委員会より提案理由を求めます。議会運営委員長。

議会運営 (工藤秀明)

委員長 発委第9号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」ご説明します。

新型コロナウイルス感染症の影響の下においても地方税財源の確保・充実を国に求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願いします。

議 長 (金子芳継)

議会運営委員長の説明を終わります。

ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

委員長、自席へ。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第9号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年9月三種町議会定例会を閉会いたします。

午前11時18分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

- 三種町議会議長 金子芳継
- 三種町議会議員 平賀 真
- 三種町議会議員 伊藤千作

_	190	
_	1.00	_